

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	日高市

日高市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	日高市市民生活部産業振興課
所在地	日高市大字南平沢1020番地
電話番号	042-989-2111
FAX番号	042-985-3371
メールアドレス	sangyou@city.hidaka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	日高市（全域）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜、果樹、水稻	0.21ha 510千円
ニホンジカ	野菜、果樹、樹木	不明 不明
ハクビシン	果樹、野菜	0.01ha 8千円
アライグマ	果樹、野菜	0.06ha 130千円
ニホンザル	果樹、野菜	不明 不明
カラス	果樹、野菜	不明 不明
カワウ	魚類	不明 不明
クマ	果樹 魚類	不明 不明

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>〈被害状況〉</p> <p>野生鳥獣による農作物への被害は年々増加しており、市内全域にわたり、通年被害があることから、耕作意欲の低下や遊休農地の増加を招いている。</p> <p>近年においてはイノシシ、ニホンジカ、ハクビシン及びアライグマによる被害が中心となっているほか、カラスによる被害も発生している。また、河川では、カワウによる被害が確認されている。</p> <p>〈生息状況〉</p> <p>近年温暖化の影響により、野生鳥獣の行動も変化し、通年で目撃されている。イノシシにおいては農村地域のみならず、市街地にも出没している状況であり、農作物以外への被害が懸念されている。また、ハクビシン、アライグマについては農作物被害のほか、家屋に侵入するなどの生活環境にも影響を及ぼしている。その他、被害は発生していないが、山間部において、クマ及びカモシカが目撃情報が増加傾向にある。</p>

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、

被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
イノシシ	0.21ha	510千円	0.10ha	220千円
ニホンジカ	不明	不明	不明	不明
ハクビシン	0.01ha	8千円	0.01ha	8千円
アライグマ	0.06ha	130千円	0.05ha	100千円
ニホンザル	不明	不明	不明	不明
カラス	不明	不明	不明	不明
カワウ	不明	不明	不明	不明
クマ	不明	不明	不明	不明

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲	<p>捕獲を依頼している日高猟友会員の減少や高齢化が進んでおり、新規会員の確保、育成が急務である。</p> <p>捕獲従事には、多大な労力と経費を要するため新規狩猟者の確保が厳しい状況である。</p> <p>また、被害農家が狩猟免許の取得に消極的であり、捕獲従事者の確保が急務である。</p> <p>アライグマについては、捕獲数が増加しており、捕獲後の処理に苦慮している。</p>
防護柵の設置等に関する	防護柵の普及推進	防護柵の設置に消極的な農家が多く捕獲に頼る傾向にある。

する取組	小規模電気柵設置	主に中山間地の小規模農家で設置しているが、設置に消極的な農家が多く、捕獲に頼る傾向にある。 また、維持管理や設置知識の不足も見受けられる。
生息環境管理その他の取組	地域全体による農地及び里山、山林の適切な管理及び作物残渣の適切な処理	遊休農地の増加や放任果樹（栗）の放置によりイノシシ等呼び寄せてしまう。 生息数に対し駆除が追い付いていない。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

わな免許の取得を推進するとともに、猟友会への加入促進と猟友会による指導を実施する。また、市民に対し被害対策の正確な知識と方法の普及啓発を図る。

適切かつ効果的な捕獲をし、個体数の調整を図りながら、防護柵の設置による被害対策を推進する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

日高猟友会への委託を基本とするが、地域においても捕獲の担い手を育成する。

アライグマについては、捕獲従事者養成研修会を開催して捕獲従事者の育成を図り、地域ぐるみで捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート

等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ	被害防除研修会等の開催、わな免許の取得推進、放任果樹対策、防護柵等設置講習会の開催
令和6年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ	被害防除研修会等の開催、わな免許の取得推進、くくりわなの購入、放任果樹対策、防護柵等設置講習会の開催
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ	被害防除研修会等の開催、わな免許の取得推進、放任果樹対策、防護柵等設置講習会の開催

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図った有害鳥獣捕獲を基本とし、被害並びに出没状況に応じて捕獲を実施する。 アライグマについては、埼玉県の定めるアライグマ防除実施計画に基づく捕獲計画を踏まえ捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	60頭	60頭	60頭
ニホンジカ	30頭	30頭	30頭

ハクビシン	必要最小限	必要最小限	必要最小限
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ニホンザル	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カラス	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カワウ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
クマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲手段 : 箱わな、くくりわな、銃、網、巣落とし 実施予定時期 : 箱わな、くくりわなについては通年 銃及び網については被害・出没状況に応じて実施 捕獲予定場所 : 日高市全域

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
日高市	委譲済

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
------	------

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル	侵入防止柵 0.5 km	侵入防止柵 0.5 km	侵入防止柵 0.5 km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル	侵入防止策の適正な管理の推進	侵入防止策の適正な管理の推進	侵入防止策の適正な管理の推進

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊休農地及び放任果樹等対策 ・ 鳥獣被害対策相談 ・ 住民への情報提供と注意喚起 ・ 研修会の開催
令和6年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊休農地及び放任果樹等対策 ・ 鳥獣被害対策相談 ・ 住民への情報提供と注意喚起 ・ 研修会の開催
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、カラス、カワウ、クマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊休農地及び放任果樹等対策 ・ 鳥獣被害対策相談 ・ 住民への情報提供と注意喚起 ・ 研修会の開催

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

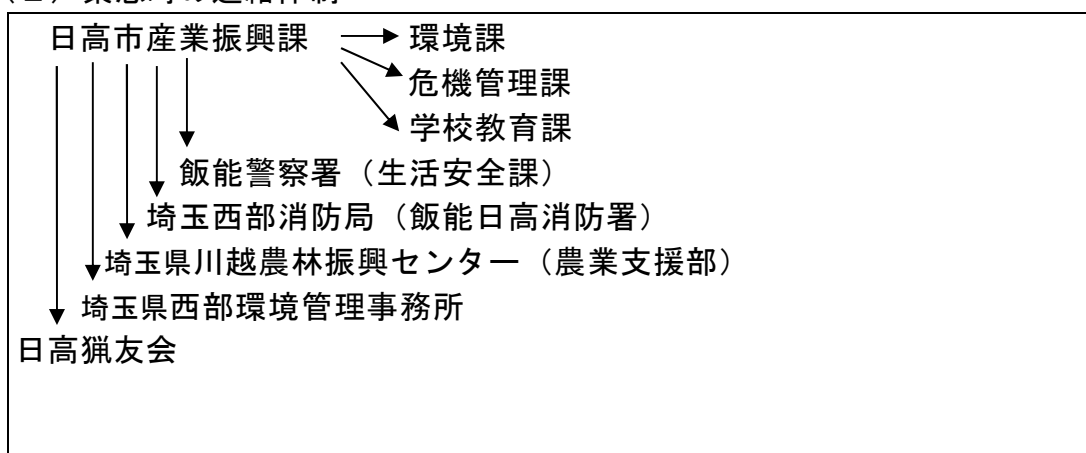
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
日高市	産業振興課が初動して状況を確認し必要に応じて、環境課、危機管理課、学校教育課に連絡し、防災行政無線等で周知する。
飯能警察署	広報、交通規制、パトロール、捕獲補助等
埼玉西部消防局	救助活動、負傷者搬送、広報等
埼玉県川越農林振興センター	関係機関連絡、市域外の周知
埼玉県西部環境管理事務所	関係機関連絡、市域外の周知
日高猟友会	追い払い、捕獲実施等

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカについては、埋設又は焼却処理とする。
 アライグマ、ハクビシンについては焼却処理とする。
 その他の対象鳥獣については、埋設又は焼却処理とする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品 ペットフード 皮革	イノシシ及びニホンジカについて、ジビエとしての食肉利用の可能性や食肉加工会社との連携等を周辺市町の動向を踏まえながら検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	イノシシ及びニホンジカについて、肉以外の骨や皮についても嗜好品などとしての価値を創造し、具体的な活用方法などを検討する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日高市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
日高市区長会	事業の推進、住民への意識高揚
日高市農業委員会	事業の推進協力、農作物の保護
日高市農業会議所	被害調査、農作物の保護
日高猟友会	対策協力
埼玉西部漁業協同組合	河川の監視、情報提供
いるま野農業協同組合	事業の推進協力、資材調達等
埼玉県川越農林振興センター	対策の助言、指導
日高市（環境課、産業振興課）	事業の推進等、事務局は産業振興課

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
---------	----

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害の多い地域における捕獲や被害軽減対策を実施するため、設置を検討する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域の実情に応じた住民主体の鳥獣被害防止体制の整備に向けて、住民への働き掛けや各種調整、支援等に取り組む。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町と情報を共有し、共同による捕獲や連携した対策が実施できるよう努めていく。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。